

奈良県告示第二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、八条土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和六年四月三十日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	茨木 武美	大和郡山市八条町七六九
〃	村下 秀雄	〃 六二七
〃	巽 篤	〃 三六
〃	西川 俊彦	〃 七〇七
〃	松岡 伸浩	〃 五五―九
〃	堀内 富史朗	〃 七四一
監事	吉川 達彦	〃 六四一
〃	堀川 佳代子	〃 七三〇

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	嶋岡 惠三	大和郡山市八条町七〇一
〃	森嶋 惠三	〃 七三一
〃	萩本 勝美	〃 六四〇
〃	吉村 佳典	〃 七六七
〃	岡田 睦男	〃 六三三
〃	山畠 里美	〃 二五五
監事	森嶋 功	〃 二六六―一
〃	萩本 美代子	〃 三八―一